

外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会（第2回）  
議事要旨

日時：平成29年12月21日（木曜日）13時30分-15時30分

場所：経済産業省 本館17階西7第1特別会議室

出席者

堺委員（座長）、相川委員、麻田委員、今村委員、呉委員、小山委員、澤委員（代理：南谷氏）、高橋委員、横山委員（50音順）

議事概要

1. 委員等より、医療機関／コーディネーター事業者における外国人患者の医療渡航促進に向けた現状と課題の説明、MEJの認証組織としての取組についての説明を行った。
2. その後、①AMTACの準認証の考え方と要件について、②患者の医療データの取扱いなどAMTACに必要とされる医療の専門性について、③医療通訳の質の確保と養成について等、意見交換を行った。委員からの主な意見は以下のとおり。

（準認証の考え方と要件について）

- 医療機関がAMTACを通さなければならないシステムやインセンティブがない限り、準認証として新規にコーディネーター事業者を増やしてもあまり意味がないのではないかと。
- 現時点ではAMTACが2社しかなく、まずは、準認証を含め、できるだけこの枠組みに参加していただき、研修などを通じてレベルアップしてもらうことが重要。自然にAMTACが選択されるのが理想だが、将来的に質と量が整ってきた段階では、例えばJIHを推奨する要件として、AMTACを通して受け入れることを尊重してもらう仕組みを取り入れること等が考えられる。
- 受け入れる医療機関が、特定のコーディネーター事業者に頼らずとも、患者が必要とするサポートを提供できる共通のスタンダードシステム（例、24時間通訳サービス等）が必要ではないかと。
- 厚生労働省の多言語対応ツールの導入を支援する事業では、医療機関が使いたいツールを申請してもらう。タブレットの端末も可能
- 準認証AMTACの質を確保していくために、MEJが研修やワークショップ等で支援し、レベルを上げていく仕組みを作り、既存のAMTACが対応できていない需要に対応する形で活躍してもらうことが重要ではないかと。
- 質の担保のために、コーディネーター事業者の業務範囲は限定するべきではないかと。
- 業務範囲については、認証を受けていないコーディネーター事業者でも制限がないこととのバランスを考慮する必要がある。事業者が自主的にできることを表示することはありうる。

(患者の医療データの取扱いなど AMTAC に必要とされる医療の専門性について)

- 医療的判断は医療機関に委ねるという原則でよいが、それだけでは足りない部分もある。実際コーディネーター事業者は紹介状に記載されていない患者の生活面も考慮して渡航の判断を行い実際には渡航できる状態ではない患者の受入れを回避している。
- 実際に渡航できる状態ではなかった患者を受け入れた際は誰が責任をとり、どのような補償をするのか。訴訟リスクが懸念であり、患者との契約において責任範囲（どこまでを AMTAC が持ち、どこまでを医療機関が持つか）をはっきりさせることが重要である。
- 既にそういう点を整理したガイドラインがある。例えば、渡航前に、コーディネーター会社と患者との間で締結する契約書の雛形に「来日して検査をした結果、治療が不可能である場合、病院は一切責任を負いません」という内容が含まれている。その文言で 100%訴訟を免れるというわけではないが、治療を受ける方に関しては必ず締結してもらう流れになっている。
- 今後色々な渡航患者とのトラブルが起こりえると思うが、AMTAC や準 AMTAC を使うとその様なリスクが下がるという実績を積み重ね、出来るだけ AMTAC や準 AMTAC を利用してもらうことが大事ではないか。
- 準認証であっても顧問医との連携は準 AMTAC の認証要件とし、その点は遵守していただく予定

(医療通訳の質の確保と養成について)

- 現時点で医療通訳の公的認証制度は存在しないが、厚生労働省の医療通訳育成カリキュラムに則った研修等がすでにあり、国際臨床医学会では、厚生労働省からの研究費用い、昨年度にまず認証のあり方に関する研究を行い、これをどう運用するかに関して現在、公に意見をまとめている

(その他)

- 患者に対し請求する際の手数料の水準は AMTAC の企業によって違うと思うが、利益水準の妥当性が重要
- 医療機関との間にコーディネーター事業者が入ることによってコストが上がり、国際競争力が弱まるのは心配
- 渡航患者受け入れ部門のある医療機関は AMTAC を通さなくても受け入れることができるし、そうした部門がない医療機関やいざというときには AMTAC に任せることもあるため、医療機関の選択肢をキープすることが重要
- 当初の問題提起が、まだ数にも質にも課題があるということだったが、現状 AMTAC は 2 社しか認定出来ていないことから、長期的な課題と足元の課題を分けて考える必要がある。

お問合せ先

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 国際展開推進室

電話：03-3501-1790

FAX：03-3501-0315